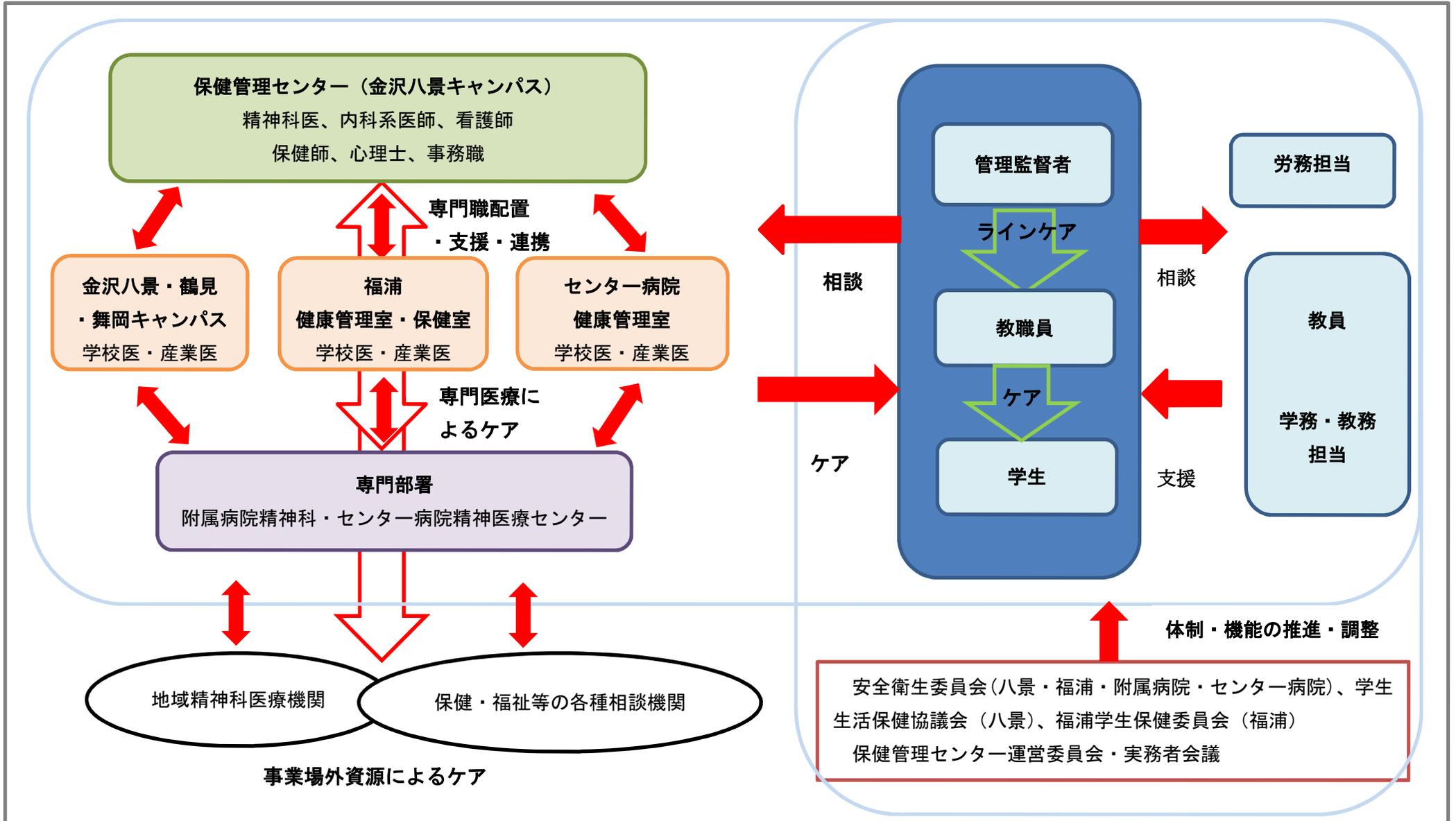


横浜市立大学のメンタルヘルスマネジメント／支援体制図



公立大学法人横浜市立大学メンタルヘルス指針

平成 24 年 9 月 1 日制定

メンタルヘルス指針

本指針は、労働安全衛生法、厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」、および学校保健安全法とその関連法規と指針・通達等に則り、本学において理事長・学長が講ずるよう努めるべき本学教職員、および学生の心の健康の保持・増進のための措置（以下「メンタルヘルス・ケア」）が、適切かつ有効に実施されるよう定めるものである。本指針は主に、「Ⅰ. 教職員におけるメンタルヘルス・ケアについて」と、「Ⅱ. 学生におけるメンタルヘルス・ケアについて」から構成される。

Ⅰ. 教職員におけるメンタルヘルス・ケアについて

1. メンタルヘルス・ケアの基本的な考え方

人の健康は、メンタルヘルスと身体的健康が両立している状態と定義される。メンタルヘルス・ケアは、生活と仕事の充実のために必要不可欠なものであるが、メンタルヘルス・ケアの概念には、メンタルヘルスの増進、メンタルヘルス不調の予防と早期発見、メンタルヘルス不調者への対応（職場復帰支援を含む）が含まれる。

2. 4つのケアによるメンタルヘルス・ケアの推進

メンタルヘルス・ケアは、基本的に4つのケア（「セルフケア^{*1}」、「ラインケア^{*2}」、「専門スタッフによるケア^{*3}」、「専門機関、及び事業場外資源によるケア^{*4}」）から構成される。

1) セルフケア

メンタルヘルス・ケアは、教職員自身の務めである。メンタルヘルス・ケアを推進するために、教職員自身がメンタルヘルスの知識をもち、メンタルヘルス不調を予防し、ストレス等への対処方法を身につけ、そしてそれを実践することが重要である。そのためには、①定期健診の受診、②睡眠と適切な運動、休暇・余暇の確保、③ワーク・ライフ・バランスの認識、④職場環境の整備、⑤メンタルヘルスに関する研修機会・情報の活用、⑥職員同士のコミュニケーションの向上などが実施されることが望ましい。

2) ラインケア

管理監督者は、自身がメンタルヘルスのラインケアの担い手であることを自覚し、業務の適切性に留意し、所轄部署の職員の心身の状態を日常的に把握し、職場内の人間関係を円滑に保ち、職員がメンタルヘルス不調に陥ることのないよう環境を整備し、また、職場内のコミュニケーションの向上に努める。そして、所轄部署における具体的なストレス要因を把握し、その改善を図る。管理監督者は、メンタルヘルス・ケアに資する情報の所轄部署への周知に努める。

3) 専門スタッフによるケア

保健管理センター職員は、メンタルヘルス・ケア推進のための教育・啓発、情報提供、スクリーニング、心理的介入、相談対応、職場介入等を実施するとともに、「福浦キャンパス健康管理室」、および「附属市民医療総合センター健康管理室」と連携を取り、当該拠点で4つのケアが推進され

るよう健康管理室担当職員の支援を行う。なお、鶴見キャンパス、舞岡キャンパスについては保健管理センターが所管し、専門スタッフによるケアを実施する。

4) 専門機関、及び事業場外資源によるケア

教職員、および職場に他の専門的ケアが必要である場合、適宜、本学附属病院精神科・市民医療センター精神科を含む各種ケア資源を活用する。教職員のケアが保健管理センター、ないしは事業場内の健康管理室外でなされることが望ましいと判断される場合には、事業場外資源を活用する。

5) その他のケア

教職員は、セルフケアに努めるとともに、同僚、あるいは管理監督者の心身の状態に配慮し、メンタルヘルス不調が認められた場合は、積極的にこれに対応し、適宜、専門スタッフにコンサルテーションを求める。

3. メンタルヘルス・ケアの推進体制

安全衛生管理担当者、人事労務担当者は、メンタルヘルスの知識の向上に努め、労務、衛生管理等の状況を把握することでメンタルヘルス管理を行い、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・不調者の対応、職場介入、そして各キャンパス内の保健担当者（産業医、健康管理室医師、保健師、看護師、心理士等）等と連携を図り、保健管理センター、ないしは健康管理室による支援・ケアを導入する。また導入後も継続的に相談や受療を勧奨、医療機関への受診を勧める等の対応を行う。さらに、あらゆる教職員がメンタルヘルスに関心をもち、自分自身や身の回りの教職員のケアに留意するよう、理事長、学長、安全衛生管理担当者、人事労務担当者、及び専門スタッフは、継続的な啓発・教育を行わなければならない。

4. メンタルヘルス・ケアに関する個人情報保護

メンタルヘルス・ケアを進める際には、個人情報の保護に関する法律、および関連指針等に則り、教職員の個人情報の保護に配慮しなければならない。

1) 本人の同意

教職員の個人情報を主治医等の医療機関や家族から取得する際には、原則としてその目的を事前に本人に説明し、承諾を得ることとする。また、健康情報を含む教職員の個人情報を職場内、あるいは医療・保健機関等の第三者へ提供する場合も原則として本人の同意を得ることとする。ただし、教職員の生命や健康の保護のため、緊急、かつ重要であると判断される場合はその限りではない。

2) 専門スタッフ等による情報の加工等

専門スタッフ等は、管理監督者等に、「教職員の健康を確保するための就業上の措置を実施するための情報」を提供する際は、的確な伝達を目的とし、該当教職員の個人情報を適切に加工・集約した上で提供することがある

Ⅱ. 学生におけるメンタルヘルス・ケアについて

1. メンタルヘルス・ケアの基本的な考え方

人の健康は、メンタルヘルスと身体的健康が両立している状態と定義される。メンタルヘルス・ケアは、学業と生活、およびキャリアの充実のために必要不可欠なものであるが、メンタルヘルス・ケアの概念には、メンタルヘルスの増進、メンタルヘルス不調の予防と早期発見、メンタルヘルス不調者への対応（復学支援、キャリア支援等を含む）が含まれる。

2. 4つのケアによるメンタルヘルス・ケアの推進

学生のメンタルヘルス・ケアは、基本的に4つのケア（「セルフケア^{*1}」、「教職員によるケア」、「専門スタッフによるケア^{*3}」、「専門機関、及び学外資源によるケア^{*4}」）から構成される。

1) セルフケア

メンタルヘルス・ケアは、学生自身の務めである。メンタルヘルス・ケアを推進するために、学生自身がメンタルヘルスの知識をもち、メンタルヘルス不調を予防し、ストレス等への対処方法を身につけ、そしてそれを実践することが重要である。そのためには、①定期健診の受診、②睡眠と適切な運動、休養・余暇の確保、③学業・生活の良好なバランスの維持、④メンタルヘルスに関する研修機会・情報の活用、⑤学生同士、あるいは学生・教職員相互のコミュニケーションなどが円滑に実施されることが望ましい。

2) 教職員によるケア

担当教職員（教員・学務系職員）は、自身がメンタルヘルス・ケアの担い手であることを自覚し、教育・指導の適切性に留意し、学生の心身の状態を日常的に把握するよう努め、学生とのコミュニケーションを保ち、学生がメンタルヘルス不調に陥ることのない環境整備に努める。また、定期健診やメンタルヘルス・ケアに資する情報の学生への周知に努めるとともに、メンタルヘルス不調者を早期に発見、対応し、適宜、保健管理センター、ないしは健康管理室にコンサルテーションを求める。

3) 専門スタッフによるケア

保健管理センター職員は、メンタルヘルス・ケア推進のための教育・啓発、情報提供、スクリーニング、心理的介入、相談対応、担当教職員への介入を実施する。また、「福浦キャンパス保健室・健康管理室」、「附属市民医療総合センター健康管理室」、および「鶴見キャンパス保健室」と連携を取り、当該拠点で4つのケアが推進されるよう健康管理室担当教職員の支援を行う。

4) 専門機関、及び事業場外資源によるケア

学生に他の専門的ケアが必要である場合、適宜、本学附属病院精神科・市民医療センター精神科を含む各種ケア資源を活用する。学生のケアが保健管理センター、ないしは事業場内の健康管理室外でなされることが望ましいと判断される場合には、事業場外資源を活用する。

5) その他のケア

学生は、セルフケアに努めるとともに、友人の心身の状態に配慮し、メンタルヘルス不調が認められた場合は、積極的にこれに対応し、適宜、専門スタッフに相談、助言を求めることが望ましい。

3. メンタルヘルス・ケアの推進体制

担当教職員（教員・学務系職員）は、メンタルヘルスの知識の向上に努め、学生の心身の状況を把握することでメンタルヘルス管理を行い、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・不調者の対応、そして各キャンパス内の保健担当者（学校医、健康管理室医師、保健師、看護師、心理士等）等と連携を図り、保健管理センター、ないしは健康管理室による支援・ケアを導入する。また導入後も継続的に相談や医療機関への受診を勧める等の対応を行う。さらに、あらゆる学生がメンタルヘルスに関心をもち、自分自身や身の回りの友人のケアに留意するよう、理事長、学長、学務・教務担当者、および専門スタッフは、継続的に啓発・教育を行わなければならない。

4. メンタルヘルス・ケアに関する個人情報保護

メンタルヘルス・ケアを進める際には、個人情報の保護に関する法律、および関連指針等に則り、学生の個人情報の保護に配慮しなければならない。

1) 本人の同意

学生の個人情報を主治医等の医療機関や家族から取得する際には、原則としてその目的を事前に本人に説明し、承諾を得ることとする。また、学生の健康情報を含む個人情報を大学内、あるいは医療・保健機関等の第三者へ提供する場合も原則として本人の同意を得ることとする。ただし、本人の生命や健康の保護のため、緊急かつ重要であると判断される場合はその限りではない。

2) 専門スタッフ等による情報の加工等

専門スタッフ等は、担当教職員等関係者に、「学生の健康を確保するための学業・余暇活動上の措置を実施するための情報」を提供する際は、的確な伝達を目的とし、該当学生の個人情報を適切に加工・集約した上で提供することがある

Ⅲ. 関係各部門等の役割について

1. 保健管理センター

保健管理センターは、学生、教職員のメンタルヘルス・ケアを含むあらゆる健康管理と健康増進を担う専門的統合部門である。

1) 役割

保健管理センターは、以下の実務を行う。①メンタルヘルス調査を含む定期健診と調査、②学生、教職員のメンタルヘルスの実態に関するデータの収集と管理（各部門・部署別の病休者、休職者、休学者、復職者、復学者、制限勤務者数を含む）、③メンタルヘルス・ケアに関する教育・啓発、情報提供、④メンタルヘルス不調者の相談対応、⑤職場・教室・研究室・管理監督者・教員などへの相談対応・助言・指導・介入、⑥復職者・復学者、制限勤務者の支援と関係者への助言・指導、⑦職場外資源とのネットワーク構築と連携、⑧休職・復職審査会の開催、⑨メンタルヘルス・ケア体制に関する会議運営とメンタルヘルス・ケア体制改善のための上申・勧告、⑩健康管理・増進に関連する研究、⑪その他、地域貢献等

2) 構成人員

保健管理センターは、メンタルヘルス・ケアを実施するために以下の人員を配置する。

①精神科医、②保健師、③看護師、③心理士、④事務担当者、⑤その他、適宜必要と認めるもの（その他の医師、ソーシャルワーカー、その他の事務担当者など）。

なお、これらの人員構成はメンタルヘルス・ケアに最低限必要な人員であり、保健管理センターはその業務上の必要性に応じて、産業医、内科・外科系医師など他の医師、専門職を配置する。

3) 保健管理センター長と保健管理センター常勤精神科医の役割

保健管理センター長、および保健管理センター・精神科医（精神科医がセンター長を務める場合は「センター長は」に読み替える）は、メンタルヘルス・ケア全体の統括を行う。保健管理センター・精神科医は、メンタルヘルス・ケアの実態把握や介入を主導する。また、学校医、産業医、健康管理室医師と協調しつつ、専門的観点から、メンタルヘルス・ケアに関して助言、指導、当事者との面談、関連部門（職場内・学内、本学附属病院精神科・市民総合医療センター精神科、あるいはその他の事業場外・学外ケア資源）との調整などを行う。また、適宜、メンタルヘルス・ケア体制の推進や問題に関する上申を理事長・学長、部門責任者等に行い、改善を図るものとする。

4) 保健師、看護師、心理士の役割

保健師、看護師、心理士は、以下の役割を担う。

①メンタルヘルス・ケア業務全般に参加する。②原則として担当キャンパスをもち、各種相談・対応に従事する。③担当キャンパスでの案件に関して、関連する他部門・部署・教職員との連携・調整を行う。④相談対応等の案件を集約し保健管理センターに報告する、⑤メンタルヘルス・ケアに関わる各種研修会の企画・運営に参加し、講師等を務める、⑥保健師は、学校医、産業医とともに各キャンパスの部門・部署を訪問・巡回し、メンタルヘルス・ケアに関する助言・指導を行う。

5) 事務担当者の役割

①メンタルヘルス・ケア業務全般に参加する、②保健管理センターの業務の円滑な運営のための事務支援を行う。

2. 学生、教職員、管理監督者

学生・教職員・管理監督者は、メンタルヘルスのセルフケアに努めるとともに、メンタルヘルス・ケアに関する知識と役割の確認、そして技術の習得のために、学内外で開催される各種のメンタルヘルス・ケア関連の研修会に定期的、積極的に参加し、メンタルヘルス・ケアにおける自らの役割を果たすことで本学のメンタルヘルス・ケア推進に貢献するものとする。

3. 人事労務部門

人事労務管理担当者は、関連法規、指針、そして通達等に則り、また本指針に定めるところにより、本学のメンタルヘルス・ケアにかかる業務を担い、これが円滑に運用されるよう努め、保健管理センター、各キャンパス内の健康管理室、衛生管理担当者、関連委員会等と連携して以下の業務を担う。

- 1) メンタルヘルス・ケアを含む人事労務管理と調整
- 2) メンタルヘルス・ケアに関連する人事労務問題に関する相談対応
- 3) メンタルヘルス不調者の適切な人事労務管理と調整
- 4) メンタルヘルス不調者、あるいは職場への適切な介入と助言、調整、支援の導入
- 5) 病気休暇・休職中の職員への定期的な連絡と、適宜の面談、関係者間の調整
- 6) 休職・復職判定会議への出席と運営支援

4. 学務関連部門

学務担当者は、関連法規、指針、そして通達等に則り、また本指針に定めるところにより、本学のメンタルヘルス・ケアにかかる業務を担い、学生のメンタルヘルス・ケアが十分なされるように、保健管理センター、各キャンパス内の健康管理室、関連委員会、そして他の教職員等と連携して以下の業務を担う。

- 1) メンタルヘルス不調者、あるいは担当教員への適切な介入と助言、調整、支援の導入
- 2) メンタルヘルス不調により休学中の学生への定期的な連絡と関係者間の調整
- 3) メンタルヘルス不調により休学中の学生の復学に際しての、適切な支援
- 4) 保健管理センター、各キャンパス内の健康管理室との連携による危機介入

5. 各キャンパスの衛生管理担当者

衛生管理担当者は、各キャンパスにおいてメンタルヘルス・ケアの実践を推進する役割を担う。そのために、メンタルヘルス・ケアの知識・技術の習得に努め、保健管理センターや健康管理室、保健室の専門スタッフの助言を得ながら、メンタルヘルスの実態調査と把握、学内のメンタルヘルス・ケアのための体制整備、ケアの実践活動（教育、啓発、情報提供）、関係者による会議の開催、メンタルヘルス不調者への対応と関係者間の連絡調整などを担当する。また、定期的に本学のメンタルヘルス管理体制全体の評価を行う。

6. 学校医、産業医

学校医、産業医は、保健管理センター長のもと、以下の業務を担う。

- 1) メンタルヘルス・ケアの推進のための業務全般への協力
- 2) 学生、教職員、管理監督者からのメンタルヘルス関連の相談対応
- 3) 職場環境等の評価と、環境改善・ストレスの除去等のための助言

- 4) メンタルヘルス不調者との面談、および休職前、休職中、復職後の教職員との面談を含む休職・復職審査会業務（審査会開催要請を含む）
- 5) メンタルヘルス不調者の就業上の配慮に関する、管理監督者、および関係者への助言・指導
- 6) メンタルヘルス・ケアに関する、保健管理センター、健康管理室、附属病院精神科・市民総合医療センター精神科および他の事業場外・学外ケア資源との連携・調整
- 7) 職場内、あるいは学内の関連会議・委員会への出席と、メンタルヘルス・ケアの推進や問題に関する部門責任者への上申

7. 健康管理室医師の役割

福浦キャンパス、および附属市民総合医療センター健康管理室には、それぞれメンタルヘルス・ケアを主に担当する精神科医を配置する。健康管理室の精神科医は、以下の役割を担う。

- 1) メンタルヘルス・ケアの実態把握や介入を主導する。
- 2) 学校医、産業医、保健管理センター職員、ないしは他の健康管理室担当者と協調しつつ、専門的観点から、メンタルヘルス・ケアに関して助言、指導、当事者との面談、関連部門・部署（職場・教室・研究室、本学附属病院精神科・市民総合医療センター精神科、あるいはその他の事業場外・学外ケア資源）との連絡調整などを行なう。
- 3) メンタルヘルス不調者、復職者・制限勤務者の業務上の配慮に関する助言・指導
- 4) メンタルヘルス不調者との面談、および休職前、休職中、復職後の教職員との面談を含む休職・復職審査会議業務
- 5) メンタルヘルス・ケアに関連する研修会における講師業務
- 6) 事業場内、あるいは学内の関連会議・委員会への出席と、メンタルヘルス・ケアの推進や問題に関する部門責任者への上申

7. 学生生活保健協議会、学生保健委員会、安全衛生委員会、保健管理センター運営委員会、保健管理センター実務者委員会等の役割

学生生活保健協議会、学生保健委員会、安全衛生委員会、保健管理センター運営委員会、保健管理センター実務者委員会等は、メンタルヘルス・ケア事業全般に協力し、推進・調整を行う。また、本学のメンタルヘルスの実態、ケア体制と事業・実務に関して監視・評価を行い、定期的に理事長、学長、各部門責任者等に報告し、適宜改善を上申する。

<言葉の説明>

- *1 セルフケア：自己管理のこと、自分自身心の健康を守るため自ら行う活動のこと。
- *2 ラインケア：管理監督者が、部下の心の健康を守るために行う活動のこと。
- *3 専門スタッフによるケア：法人内の産業医、保健管理センター・健康管理室所属の医師、看護師、保健師、心理士等の医療・保健・福祉専門職を専門スタッフと呼び、これらの産業医、専門スタッフが行う活動のことを指す。
- *4 事業場外資源によるケア：医療機関や各種相談機関など、事業外の資源を利用した活動のこと。

附則

この指針は平成24年9月1日より施行する。